

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の控除未済欠損金額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

適格組織再編成等が行われた場合の調整後の控除未済欠損金額

事業年度	欠損金の区分	控除未済欠損金額又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額 〔前期の別表七(一)「3」又は(4)、(7)若しくは別表七(一)付表二「5」若しくは別表七(一)付表三「5」〕	被合併法人等から引継ぎを受ける未処理欠損金額 〔適格合併等の別：適格合併・残余財産の確定・合併類似適格分割型分割 適格合併等の日：被合併法人等の名称：〕	調整後の控除未済欠損金額	
				被合併法人等の事業年度	欠損金の区分
	1			2	3
⋮⋮		円	⋮⋮	円	円
⋮⋮			⋮⋮		
⋮⋮			⋮⋮		
⋮⋮			⋮⋮		
⋮⋮			⋮⋮		
⋮⋮			⋮⋮		
計			計		

支配関係がある法人との間で適格組織再編成等が行われた場合の未処理欠損金額又は控除未済欠損金額の調整計算の明細

適格組織再編成等の別	合併(適格・非適格)・残余財産の確定・適格分割・適格現物出資・適格現物分配	適格組織再編成等の日	・
対象法人の別	被合併法人等(名称：)	支配関係発生日	・
対象法人の事業年度	欠損金の区分	共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいづれにも該当しない場合	共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいづれにも該当しない場合
	被合併法人等の未処理欠損金額又は当該法人の控除未済欠損金額	被合併法人等の未処理欠損金額又は当該法人の控除未済欠損金額	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額以外の部分から成る欠損金額
	〔被合併法人等の最終の事業年度若しくは分割前事業年度の別表七(一)「3」又は当該法人の前期の別表七(一)「3」〕	〔被合併法人等の最終の事業年度若しくは分割前事業年度の別表七(一)「3」又は当該法人の前期の別表七(一)「3」〕	(8)-(12)
	4	5	6
⋮⋮		円	円
⋮⋮			
⋮⋮			
⋮⋮			
⋮⋮			
⋮⋮			
⋮⋮			
計			7

支配関係事業年度以後の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細

対象法人の支配関係事業年度以後の事業年度	支配関係事業年度以後の事業年度の欠損金発生額 〔支配関係事業年度以後の事業年度のそれぞれの別表七(一)「当期分の青色欠損金」〕	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算			
		特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額	特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額	特定資産譲渡等損失額 (9)-(10)	欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額 ((8)と(11)のうち少ない金額)
	8	9	10	11	12
⋮⋮	円	円	円	円	円
⋮⋮					
⋮⋮					
⋮⋮					
計					

別表七(一)付表一の記載の仕方

1 この明細書は、法人が法第57条第2項から第4項まで《青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し》若しくは第58条第2項《青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し》又は平成22年改正前の法（以下「平成22年旧法」といいます。）第57条第2項、第3項若しくは第5項《青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し》若しくは第58条第2項《青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越し》の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「控除未済欠損金額又は調整後の当該法人分の控除未済欠損金額1」の欄は、当該事業年度が法第57条第5項に規定する承認の取消し等の場合の最終の連結事業年度終了日の翌日の属する事業年度である場合には、同項の規定により当該法人の欠損金額とみなされる法第81条の9第6項《連結欠損金の繰越し》に規定する連結欠損金個別帰属額（以下「連結欠損金個別帰属額」といいます。）を記載します。なお、当該事業年度前の各事業年度において生じた欠損金額（欠損金額とみなされたものを含みます。）のうち、次に掲げる欠損金額は、記載しないでください。

(1) 法第57条第8項若しくは第58条第3項の規定によりないものとされる欠損金額又は平成22年旧法第57条第9項（平成22年改正前の令（以下「平成22年旧令」といいます。）第112条第19項《適格合併等による欠損金の引継ぎ等》）の規定により読み替えて適用される場合を含みます。）若しくは第58条第4項の規定によりないものとされる欠損金額

(2) 平成22年旧令第112条第13項第3号に定める欠損金額

(3) 当該法人が法第57条の2第1項《特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用》に規定する欠損等法人である場合における同項に規定する適用事業年度前の各事業年度において生じた同項に規定する欠損金額

3 「被合併法人等の未処理欠損金額2」の欄は、法第57条第2項の適格合併に係る被合併法人が連結法人（連結子法人にあっては、連結事業年度終了日の翌日に当該連結子法人を被合併法人とする適格合併を行うものに限ります。）である場合若しくは同項の残余財産が確定した他の内国法人が連結法人（当該連結法人の連結事業年度終了日に残余財産が確定した連結子法人に限ります。）である場合又は平成22年旧法第57条第2項に規定する適格合併等に係る同項に規定する被合併法人等が連結法人（同条第7項に規定する連結法人に限ります。）である場合には、これらの連結法人の連結欠損金個別帰属額を記載します。なお、次に掲げる欠損金額又は連結欠損金個別帰属額は、記載しないでください。

(1) 法第57条第7項に規定する欠損金額又は平成22年旧法第57条第8項に規定する欠損金額

(2) 令第112条第10項《適格合併等による欠損金の引継ぎ等》に規定する欠損金額又は平成22年旧令第112条第13項第1号及び第2号に定める欠損金額

(3) 令第112条第12項に規定する被合併法人である他の連結法人が法第81条の9第2項第1号に規定する特定連結子法人以外の法人であり、かつ、令第112条第12項に規定する適格合併の日が当該他の連結法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有することとなつた日である場合若しくは同条第13項に規定する被合併法人である他の内国法人若しくは同項に規定する残余財産が確定した他の内国法人が法第61条の11第1項各号《連結納税の開始に伴う資産の時価評価損益》若しくは第61条の12第1項各号《連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益》に掲げるもの以外のものである場合における当該他の連結法人若しくはこれらの他の内国法人の法第57条第2項に規定する未処理欠損金額若しくは法第58条第2項に規定する未処理災害損失欠損金額又は平成22年旧令第112条第15項（平成22年旧令第116条の2第6項《未処理災害損失欠損金額の引継ぎの除外》）において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける平成22年旧令第112条第15項に規定する被合併法人等の欠損金額

(4) 当該法人が法第57条の2第1項に規定する欠損等法人である場合における同条第2項第1号に掲げる欠損金額若しくは連結欠損金個別帰属額又は平成22年旧法第57条の2第2項第1号《特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用》に掲げる欠損金額若しくは連結欠損金個別帰属額

4 当該法人との間に法第57条第2項に規定する完全支配関係がある他の内国法人で当該法人が発行済株式又は出資の全部又は一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該他の内国法人に株主等が二以上あるときは、「調整後の控除未済連結欠損金額3」の欄中「(2)」とあるのは、「(2)を当該他の内国法人の発行済株式又は出資（当該他の内国法人が有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の内国法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額」として記載します。

5 法第57条第2項に規定する合併等事業年度又は法第58条第2項に規定する合併等事業年度にあってはこれらの規定に規定する被合併法人等の適格合併の日の前日の属する事業年度又は残

余財産の確定の日に属する事業年度の確定申告書に添付された別表七(一)（これらの事業年度が連結事業年度である場合には、当該連結事業年度の連結確定申告書に添付された別表七の二付表一のうち当該被合併法人等に係るもの）の写しを添付し、平成22年旧法第57条第2項に規定する合併等事業年度又は平成22年旧法第58条第2項に規定する合併等事業年度にあっては、これらの規定に規定する被合併法人等のこの規定に規定する適格合併等の日の前日の属する事業年度の確定申告書に添付された別表七(一)（当該被合併法人等が平成22年旧法第57条第7項に規定する連続法人である場合には、当該適格合併等の日の前日の属する連結事業年度の連結確定申告書に添付された別表七の二付表一のうち当該被合併法人等に係るもの）の写しを添付してください。

6 「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれかに該当する場合」の欄は、法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合に該当する場合若しくは同条第4項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合又は平成22年旧法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併等に該当する場合若しくは同条第5項に規定する政令で定める適格合併等に該当する場合に記載し、「共同事業要件に該当する場合又は5年継続支配関係がある場合のいずれにも該当しない場合」の各欄は、法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合若しくは同条第4項に規定する政令で定める適格組織再編成等に該当する場合若しくは同項に規定する支配関係がある場合として政令で定める場合のいずれにも該当しない場合又は平成22年旧法第57条第3項に規定する政令で定める適格合併等に該当しない場合若しくは同条第5項に規定する政令で定める適格合併等に該当しない場合に記載します。ただし、法第58条第1項に規定する災害損失欠損金額並びに平成22年旧法第57条第3項に規定する特定資本関係が同項に規定する5年前の前に生じている場合における同条第2項に規定する未処理欠損金額及び同条第5項に規定する特定資本関係が同項に規定する5年前の前に生じている場合における当該法人の欠損金額については、これらの欄のいずれにも記載する必要はありません。

7 平成22年9月30日以前に行われた平成22年旧法第57条第2項に規定する適格合併等又は同条第5項に規定する適格合併等について、「支配関係がある法人との間で適格組織再編成等が行われた場合の未処理欠損金額又は控除未済欠損金額の調整計算の明細」の各欄及び「支配関係事業年度以後の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細」の各欄中「支配関係がある法人」とあるのは「特定資本関係を有する法人」と、「支配関係発生日」とあるのは「特定資本関係発生日」と、「支配関係事業年度」とあるのは「特定資本関係事業年度」として記載します。

8 「支配関係事業年度以後の欠損金額のうち特定資産譲渡等損失相当額の計算の明細」の各欄は、令第112条第5項第1号（同条第8項において準用する場合を含みます。）又は平成22年旧令第112条第8項第1号（同条第10項において準用する場合を含みます。）に掲げる金額を計算する場合に記載します。この場合において、「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡等特定事由による損失の額の合計額9」及び「特定引継資産又は特定保有資産の譲渡又は評価換えによる利益の額の合計額10」に記載した金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。

9 令第112条第5項（同条第8項において準用する場合を含みます。）に規定する支配関係事業年度以後の事業年度（同条第5項に規定する対象事業年度に限ります。）に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）第15条第1項（震災損失の繰戻しによる法人税額の還付）の規定の適用に係る同項に規定する震災欠損事業年度（以下「震災欠損事業年度」といいます。）がある場合の記載は、次によります。

「支配関係事業年度以後の事業

年度の欠損金額のうち特定資

(1) 質譲渡等損失相当額以外の部 6 の欄（当該震災欠損事

分からなる欠損金額

(8) - (14)]

業年度に係る部分に限ります。）の記載に当つては、当該震災欠損事業年度において生じた欠損金額のうち震災特例法第15条の規定により還付を受けるべき金額の計算の基礎となった金額を「8」の金額から控除して計算します。

「欠損金額のうち特定資産譲渡等

(2) 損失相当額 12 の欄（当該震災欠損

(8) と (11) のうち少ない金額)]

事業年度に係る部分に限ります。）の記載に当つては、当該震災欠損事業年度の別表七(一)「10の③」の外書の金額を「8」の金額から控除して計算します。